

早来北進産業廃棄物最終処分場建設の問題について考える 7回目

■道の疑義照会に対する環境省の回答

道は、道議会定例会予算特別委員会での質問を受け令和3年12月に環境省に対し疑義照会を行いました。疑義照会は、以下のとおりです。

- (1)許可後設置されていない施設の許可に係る計画について、許可後に生じた何らかの事象を受けて、遡って変更を行わなければならないとする法的な義務が設置者に課せられているか。
- (2)許可後設置されていない施設の許可に係る計画について、許可後に生じた何らかの事象を受けて、遡って当該許可に係る審査をやり直し、当該許可処分をやり直すことは可能か。
- (3)行政不服審査請求において、道では審理員に対し、設置許可後に発生した事由（平成30年北海道胆振東部地震が起き、一部が土砂災害警戒区域に指定）を、弁明および説明してはいるが、当該審査請求に対する判断を左右させるものであるか。
- (4)廃棄物最終処分場の擁壁等については「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準」において「自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること」とされているが、耐震性能について具体的な数値基準は規定されていない。周辺住民等の不安を解消すべく、よりわかりやすい震度やマグニチュードなどの数値による基準を設けるべきと考えるが、環境省の見解を伺いたい。

以上の疑義照会に対し、(1)(2)については、遡って当該許可に係る計画の変更を行わなければならないとする法的な義務は課せられていないとし、遡って当該許可に係る審査をやり直し、当該許可処分をやり直すことはできないとした。(3)については、行政不服審査は、処分時点の事実を元に当該処分が違法かまたは不当なものか審査するものであり、設置許可後に発生した事由（平成30年北海道胆振東部地震が起き、一部が土砂災害警戒区域に指定）は、判断を左右させるものではないとし、(4)については、申請のあった地点の地質の状況・性質などを総合的に勘案し、その地点において、構造耐力上安全であるかを道で適切に判断されたいという事で具体的な回答を得られませんでした。

これらのことから『遡る』として、最初から処分に違法、不当な瑕疵があった場合の許可の取り消しを求めた質問に対する回答となり、平成30年北海道胆振東部地震のように後発的な事情により、現時点であれば処分要件に合致しない場合などにより『改めて』審査を行う必要性を問うものでないことから、再度道と協議し、環境省に対して、後発的な事情により撤回など疑義照会についてお願いしていきたくと考えています。

■道の環境省への2回目の疑義照会

道は環境省に対して、廃棄物最終処分場に係る技術上の基準について、地質の状況・性質等の総合的な勘案についての具体的な内容照会と十分な安全率についての具体的な指標ならびに目安を明らかにしていただくよう、令和4年3月に2回目の疑義照会を行いました。

■D I N S 北海道株式会社による展示型住民説明会

D I N S 北海道株式会社による早来守田地区と北進地区で行われた展示型住民説明会について、前回開催予定時の展示型事業説明は、本当に理解を得るために必要十分な説明とはいええず、単なる展示だけで済ませるといふことであれば到底認められるものではなく、単に既成事実を作るためだけのものと考えざるを得ず、新型コロナウイルス感染症の収束を待って、正規な住民説明会を実施していただくよう通知しましたが、今回も同様の内容で実施することについて、町は新聞報道でしか知ることはありませんでした。

また、説明会の会場で配布した資料についても疑義の生じる箇所があり、町民の誤解を招く内容と判断せざるを得ない状況です。これらに関しても正確な情報を提供していただけないことから、事業者がD I N S 北海道株式会社に代わっても、信頼のおける事業者ではないと改めて認識しています。

この記事に関する問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ 2940